

由布市告示第111号

平成27年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年11月27日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成27年12月4日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	溝口 泰章君
渕野けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成27年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成27年12月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成27年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第6号 由布市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第9 議案第68号 第二次由布市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について
- 日程第10 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第77号 市道路線(鋤崎線)の認定について
- 日程第19 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程

- 日程第1 議長辞職の件
  - 日程第2 議長の選挙
  - 日程第3 副議長辞職の件
  - 日程第4 副議長の選挙
  - 日程第5 議席の一部変更
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第6号 由布市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第9 議案第68号 第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について
- 日程第10 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第77号 市道路線（鋤崎線）の認定について
- 日程第19 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程

- 日程第1 議長辞職の件  
日程第2 議長の選挙  
日程第3 副議長辞職の件  
日程第4 副議長の選挙  
日程第5 議席の一部変更

---

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
10番 小林華弥子君	11番 新井 一徳君
12番 佐藤 郁夫君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君	書記 馬見塚量治君
書記 三重野鎌太郎君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務部長 ……………	梅尾 英俊君
総務課長 ……………	衛藤 公治君	財政課長 ……………	御手洗祐次君
総合政策課長 ……………	奈須 千明君	監査・選管事務局長 ………	松田 伸夫君

会計管理者	……………	友永 善晴君	産業建設部長	……………	生野 重雄君
健康福祉事務所長	……………	河野 尚登君	環境商工観光部長	……………	佐藤 眞二君
挟間振興局長	……………	平松 康典君	庄内振興局長	……………	一法師恵樹君
湯布院振興局長	……………	小野 啓典君	教育次長	……………	森山 金次君
消防長	……………	大久保 篤君	代表監査委員	……………	土屋 誠司君

---

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、小林華弥子さん、12番、佐藤郁夫君の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付をしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回の定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただきまして感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております、報告2件、議案14件につきましては、どうか、慎重な御審議をお願いいたすとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。

御一読いただきますようお願いする次第ではありますが、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

9月28日には、第50回大分地方畜産共進会がしろやま畜産検査場で開催されました。由布市からは24頭が各区に出品されました。審査の結果、13頭が最優秀賞となり、うち12頭が10月24日に別府市で開催されました大分県畜産共進会に出品されました。大分県畜産共進会では、庄内町の工藤眞次さんの「よしふく1号」が最優秀の首席に、湯布院町の木村義彦さんの「ゆりひめ」及び庄内町の工藤政吉さんの「ふくしげ」が最優秀賞の2席に入賞したところであります。

10月11日には、由布市制施行10周年記念式典を、はさま未来館にてとり行い、広瀬勝貞大分県知事を初め多くの御来賓の御臨席をいただく中で、市民の皆様とともに10周年を祝福し、新たな由布市のステージへ向かって力強い一歩を踏み出したところであります。

10月15日、16日と延岡市で開催されました、第117回九州市長会では、国民健康保険制度及び高齢者医療制度や農林水産業の振興などの議案につきまして討議がなされ、16議案全てが可決されたところであります。

10月25日には、大分川流域の発展を目指した先人の思い、偉業を後世へ語り継ぐとともに、これからの地域活性化につなげていくため、官民が一体となって開催いたしました、大湯鉄道物語100周年記念式典に出席をいたしました。

11月2日、3日に開催されました庄内神楽祭では、「日本の祭り2015」と題し、エジプト考古学者で著名な吉村作治先生の取材を受けた特別番組が制作され、11月23日にOBSにて県内に向けた放送が行われました。今後もBS放送にて、庄内神楽祭が全国へ発信されることとなっております。

11月11日は、全国市長会の社会文教委員会に出席をいたしました。社会文教委員会では、厚生労働省より社会保障をめぐる情勢、文部科学省からは文教行政をめぐる情勢について説明を聴取し、意見交換を行った後、本委員会所管の提言・重点提言事項について審議を行ったところ

であります。

翌12日の理事・評議員合同会議では前日の行政・財政・社会文教・経済の各委員会における審議結果を踏まえ、平成28年度国の施策及び予算に関する重点提言と6項目の重要決議をそれぞれ決定したところであります。

11月14日は、太田正美副議長さんと在京由布市会総会に出席をいたしました。総会の中で、金子壽光在京由布市会元会長へ由布市観光特別大使への再任をお願いいたしましたところであります。

12月1日は、小松寮の民営化に向けた基本的な協議が整ったことから、庄内庁舎にて社会福祉法人「寿永会」と協定書を交わしたところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては行政報告に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成27年第3回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、27年第3回定例会審査分の請願・陳情採択分の処理経過について、御報告を申し上げます。

まず、請願受理番号9、市道編入に関する請願について。

湯布院町川北地区にある市道中学校北2号線と市道石武2号線に接続する里道の市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作成業務を委託しており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

続きまして、請願受理番号10、同じく市道編入です。

湯布院町川北地区にある市道乙丸田中市線と市道川西岳本線に接続する農道と市道石武2号線に接続する里道の市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作成業務を委託しており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

続きまして、受理番号11、挾間町小平地区にある市道朴木猿渡線に接続する里道を市道編入に係る請願についてですが、一部が私有地であることから、関係する地域住民と協議を行っているところです。土地所有者との協議が整えば、道路台帳作成業務を委託し、成果後に市道認定議案を提案する予定といたしております。

同じく受理番号12、湯布院町川上地区にある市道乙丸津江線と市道六所線に接続する里道の市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作成業務を委託しており、成果後に市道認定議案を提案する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布市環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。

由布大分環境衛生組合議会議長、新井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の新井一徳です。

平成27年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会が由布大分環境衛生組合会議室で、平成27年11月24日午後2時25分から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は当日1日限りとし、議事事件としては、議長、副議長の選挙でありました。

議長に、私、新井一徳、副議長に太田正美議員を選出しました。

以上で、平成27年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 由布大分環境衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

議会広報編集特別委員会委員、甲斐裕一君。

○議会広報編集特別委員会委員（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。

議会広報編集委員会が諫早市のほうに視察研修に行きました。その件についてですが、現在、編集委員長は田中真理子議員になっておりますが、当時の委員長として、私が今回の特別委員会研修報告をいたしたいと思っております。

本特別委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成27年10月28日1日限りです。視察先は、長崎県諫早市。視察内容は、議会だよりの編集について。議会広報を活用した議会の情報発信について視察いたしました。参加議員は記載のとおりでございます。随行職員は議会事務局。

調査研修結果は、次のとおりでございます。

まず、諫早市の概要でございますが、諫早市は、長崎県のほぼ中央に位置し、東は干潟の有明海、西は内海の大村湾、南は外海の橘湾という特性の異なる3つの海に面し、美しくそびえる多良山系の山々や市の中央部を流れる県内唯一の一級河川である本明川、その下流には広大な干拓地があり、豊かな多様な自然環境に恵まれております。また、市内には、4本の国道、高速自動車道、JR、島原鉄道が通っており、長崎市、島原半島、大村東彼、佐賀鹿島方面を結ぶ交通の要衝となっているところでございます。

市制が施行いたしましたのは、平成17年3月1日、諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高



来町、それから小長井町が1市5町の合併によるものでございます。

面積は341.83。ほぼ由布市と変わらないと思っております。人口が13万9,393人。世帯数が5万7,800世帯でございます。

視察の内容については記載してるとおりでございますが、視察を終えて感じたことですが、「いさはや」の議会だよりは、見た瞬間、とって読みたくなる紙面だと、つくづく感心させられました。字数が少ないが簡潔明瞭で、読む人に重要な点や審議内容が伝わりやすいものになっており、本当に感心させられるものでございました。

説明によると、「いさはや」編集方針を制定し、それに従い広報を編集していくため、委員会だけでなく各議員にもそれによって一般質問等の提出文書が決定されておりました。

また、編集に当たっては編集プロ、クリニックという方にチェックをしてもらっており、レイアウトがしっかりしているため、読む人になじみやすいものとなっていました。

なお、一般質問の議会だより用原稿の提出は、議会中に質問が終わった都度、提出を受けているため、期限おくれはないようでありました。

また、ここに記載しておりませんが、ユニークなことには、一般質問の内容で、自分の特に主張したいことについては、各質問者とも写真か、イラストを載せており、市民へのアピールを買っているようでありました。

また、市民の声を聞くため、クイズを出していることにも感心させられました。このクイズについては、市民からの声もクイズに伴って載せているようにありました。

研修後の意見として、由布市の議会だよりにおいても、「いさはや」の議会だよりのように、誰が編集委員になってもいいように、広報の編集基本方針を制定する必要があると感じました。議員一人一人が議会の情報発信の必要性を意識し、紙面づくりへの協力が重要と感じられました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

---

#### 日程第4. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（溝口 隆信君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

まず、請願からいたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

受理番号18、件名、市道認定に関する請願書。請願者、庄内町〇〇〇〇〇〇〇、湊6区自治委員大久保眞一ほか2名。紹介議員、工藤俊次、鷺野弘一。

受理番号19、件名、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方について。請願者、高岡葛原自治委員工藤則美ほか2名。紹介議員、鷺野弘一、佐藤郁夫。

受理番号20、件名、ヘイトスピーチに対する法整備を含む対策強化を求める意見書採択を求める請願について。請願者、大分市中央町4の2の5、部落解放同盟大分県連合会執行委員長清田昌助。紹介議員、利光直人、佐藤郁夫、長谷川建策。

受理番号21、件名、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める請願。請願者、由布市庄内町〇〇〇〇〇、農民運動連合会庄内支部支部長小野幹雄。紹介議員、工藤俊次。

受理番号22、件名、国による子どもの医療費助成制度の創設と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める請願。請願者、由布市庄内町〇〇〇〇〇、農民運動連合会庄内支部支部長小野幹雄。紹介議員、工藤俊次。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号4、件名、送迎型デマンドと自前車両で地域公共交通を大胆に再構成し、福祉と経済の活性化を牽引する陳情。陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

受理番号5、件名、政治倫理条例、職員倫理条例の制定を求める陳情。陳情者、挾間町〇〇〇〇〇〇〇〇。武内良高ほか1名。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願5件、陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第5. 発議第6号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、発議案第6号を上程いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。20番、太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 皆さん、おはようございます。副議長の太田正美です。

発議6号由布市議会議員定数条例の一部改正について、上記の議案を別記のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月4日、由布市議会議長、工藤安雄殿。

提出者、由布市議会議員太田正美、賛成者、由布市議会議員生野征平君、利光直人君、田中真理子さん、佐藤人己君、湊野けさ子さん、溝口泰章君、佐藤郁夫君、新井一徳君、小林華弥子さん、長谷川建策君、甲斐裕一君、廣末英徳君、鷺野弘一君、加藤幸雄君、野上安一君、太田洋一

郎君。

提案理由、由布市議会議員の定数を22人から20人に改めるため、本条例を改正するもの。  
裏面をお開きください。

由布市議会議員の定数条例の一部を改正する条例。

由布市議会議員定数条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。本則中  
「22人」を「20人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の由布市議会議員定数条例の  
規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

どうぞ、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議案1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委  
員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議  
とすることに決定いたしました。

日程第5、発議案6号由布市議会議員定数条例の一部改正についてを議題として、質疑を行  
います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を  
求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時26分再開

〔副議長 太田 正美君 議長席に着く〕

○副議長（太田 正美君） 再開します。

かわって議長の職務を行いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

---

### 追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（太田 正美君） ただいま、議長、工藤安雄君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田 正美君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、工藤安雄君の退場を求めます。

〔21番 工藤 安雄君 退場〕

○副議長（太田 正美君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（溝口 隆信君） それでは朗読いたします。

議長辞職願。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成27年12月4日、由布市議会副議長、太田正美殿。由布市議会議長、工藤安雄。

以上でございます。

○副議長（太田 正美君） お諮りします。工藤安雄君の議長辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田 正美君） 異議なしと認めます。よって、工藤安雄君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、工藤安雄君の入場を求めます。

〔21番 工藤 安雄君 入場〕

○副議長（太田 正美君） 議長辞職は許可されましたので、お知らせします。

それでは、ここで工藤議長の退任の挨拶をいただきます。

○議員（21番 工藤 安雄君） 議長辞職に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

平成25年11月臨時議会におきまして、皆様方の御指名をいただき、議長の要職に就任いたし以来2年間、議員の皆様、そして執行部の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。皆様方のおかげによりまして、この2年間議長として職務を職責を自分なりに一所懸命務めさせていただいたと思っております。その中で、議会改革、議会の活性化取り組みにより、

議会基本条例の制定や議員定数条例の一部改正など、議会改革の進展と議会の円滑な運営ができたことは、議員各位の御協力のおかげと感謝を申し上げる次第であります。

これからは1人の議員として、皆様方とともに由布市発展のため、そして、市民の福祉向上のために全力を尽くしてまいりたい決意でございます。御支援御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

辞職に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（太田 正美君） ここで、暫時休憩します。

この後、全員協議会へ切りかえます。

午前10時31分休憩

.....

[全員協議会]

.....

午前10時41分再開

○副議長（太田 正美君） 再開します。

.....

### 追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（太田 正美君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（太田 正美君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

それでは、追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（太田 正美君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に太田洋一郎君、野上安一君及び加藤幸雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○副議長（太田 正美君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票すべき者の氏名のほか、他事記載をしたものは無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田 正美君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

事務局、投票箱を確認してください。

〔投票箱点検〕

○副議長（太田 正美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票お願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	太田洋一郎議員	2 番	野上 安一議員
3 番	加藤 幸雄議員	4 番	工藤 俊次議員
5 番	鷺野 弘一議員	6 番	廣末 英徳議員
7 番	甲斐 裕一議員	8 番	長谷川建策議員
1 0 番	小林華弥子議員	1 1 番	新井 一徳議員
1 2 番	佐藤 郁夫議員	1 4 番	溝口 泰章議員
1 5 番	渕野けさ子議員	1 6 番	佐藤 人已議員
1 7 番	田中真理子議員	1 8 番	利光 直人議員
1 9 番	生野 征平議員	2 0 番	太田 正美議員
2 1 番	工藤 安雄議員		

.....

○副議長（太田 正美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田 正美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3名の立会人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。所定の位置に移動をお願いします。

事務局、開票してください。

〔開票〕

○副議長（太田 正美君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票16票、無効投票3票。有効投票のうち、溝口泰章君15票、工藤俊次君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、溝口泰章君が議長に当選されました。

議場閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（太田 正美君） ただいま議長に当選されました溝口泰章君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました溝口泰章君に挨拶をいただきます。

○議員（14番 溝口 泰章君） ただいま議長に当選させていただきました、溝口でございます。ありがとうございます。

その前に、工藤前議長の2カ年にわたる御活躍に対し敬意を表しますとともに、先ほど可決いたしました定数削減条例に関する一方ならぬ御尽力御労苦に対し、深く感謝申し上げる次第です。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

さて、私ども由布市議会は、今後予想されるさまざまな難局に対し、一丸となって対処することを市民皆様にお誓い申し上げなければなりません。また、それを実行していく覚悟が必要だと考えております。

決意表明でも申し上げましたように、開かれた議会、ポジティブに市民皆様のもとへ出かける能動的で積極的な議会を目指すとともに、議員自身の資質向上を図り、それに連動する議会活動環境の整備に関する検討等々、取り組むべき課題は多く横たわっております。その課題解決のため、私どもはそれぞれが理性と知性を我が身に備え、議場においては秩序ある真摯な態度で議論し、議決に臨む。そんな品格を持った由布市議회를皆様とともに築き上げていきたいと考えております。

皆様のお力添えを心よりお願い申し上げ、手短ではございますが、議長就任の御挨拶といたします。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（太田 正美君） それでは暫時休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前10時58分再開

〔議長 溝口 泰章君 議長席に着く〕

○議長（溝口 泰章君） では、再開します。

----- . ----- . -----

### 追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（溝口 泰章君） 副議長、太田正美君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、太田正美君の退場を求めます。

〔20番 太田 正美君 退場〕

○議長（溝口 泰章君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（溝口 隆信君） それでは朗読いたします。

辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成27年12月4日、由布市議会議長、溝口泰章殿。由布市議会副議長、太田正美。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） お諮りします。太田正美君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、太田正美君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、太田正美君の入場を求めます。

〔20番 太田 正美君 入場〕

○議長（溝口 泰章君） 副議長の辞職は許可されましたので、お知らせします。

それでは、ここで太田副議長の退任の挨拶をいただきます。

○議員（20番 太田 正美君） こんにちは。平成26年の3月議会で、前副議長の佐藤正さんが途中辞職されましたので、それを受け継いで、1年8カ月という期間でありましたが、議長を補佐しながら、これまで務めてまいりました。

特別印象に残ったのは、ことし、11月14日に在京由布市会に行ったときに、初めて、湯布院のほうから議員さんが来てくれましたということを言われたときに、すごく感無量でありました。

この間、議長を補佐しながらと言いながらも、かなり足を引っ張った部分も自分なりにあったのかなと思いながら反省をしております。これからは、また一議員となりまして、市政繁栄のた



め、議会発展のために努力してまいりたいと思いますので、皆さんのまた一層の御支援のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口 泰章君） お疲れでございました。

ここで、暫時休憩します。この後、全員協議会へ切りかえます。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時11分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

-----  
**追加日程第4. 副議長の選挙**

○議長（溝口 泰章君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

それでは、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。事務局、お願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（溝口 泰章君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に太田洋一郎君、野上安一君及び加藤幸雄君を指名します。

投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（溝口 泰章君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票すべき者の氏名のほか、他事記載をしたものは無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。事務局、投票箱の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（溝口 泰章君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	太田洋一郎議員	2 番	野上 安一議員
3 番	加藤 幸雄議員	4 番	工藤 俊次議員
5 番	鷺野 弘一議員	6 番	廣末 英徳議員
7 番	甲斐 裕一議員	8 番	長谷川建策議員
10 番	小林華弥子議員	11 番	新井 一徳議員
12 番	佐藤 郁夫議員	14 番	溝口 泰章議員
15 番	淵野けさ子議員	16 番	佐藤 人巳議員
17 番	田中真理子議員	18 番	利光 直人議員
19 番	生野 征平議員	20 番	太田 正美議員
21 番	工藤 安雄議員		

.....

○議長（溝口 泰章君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3名の立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。事務局、開票をお願いします。

〔開票〕

○議長（溝口 泰章君） では、選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、新井一徳君10票、利光直人君9票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、新井一徳君が副議長に当選されました。

議場閉鎖を解きます。事務局をお願いします。

〔議場開鎖〕

○議長（溝口 泰章君） ただいま、副議長に当選されました新井一徳君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました新井一徳君に挨拶をいただきます。

○議員（11番 新井 一徳君） 今、副議長選挙で皆様方の御支援をいただき、厳しい選挙で

はありましたけども、副議長になりました。

票数どおり、利光議員もすばらしい議員であります。由布市議会をしっかりと盛り上げていくためにも、こういった選挙結果でありましたけども、皆様方と一緒に由布市民のため、そして、由布市議会のためにしっかりと副議長の任務を果たしていきたいと思っております。執行部の皆様方、そして、きょう傍聴にお見えの皆様方、この結果は大変ごらんのように厳しいものでありましたが、由布市のためにしっかりと頑張っていく所存でありますので、どうか、御支援、御鞭撻、御指導をこれからもよろしくお願いいたします。（拍手）

---

### 追加日程第5. 議席の一部変更

○議長（溝口 泰章君） ただいまの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の必要が生じました。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議席の一部変更を議題とします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（溝口 隆信君） それでは、日程第5、議席の一部変更。由布市議会会議規則第4条第3項の規定により、議長において一部変更します。

議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、太田洋一郎議員、2番、野上安一議員、3番、加藤幸雄議員、4番、工藤俊次議員、5番、鷺野弘一議員、6番、廣末英徳議員、7番、甲斐裕一議員、8番、長谷川建策議員、9番、小林華弥子議員、10番、佐藤郁夫議員、11番、荻野けさ子議員、12番、太田正美議員、13番、佐藤人己議員、14番、田中真理子議員、15番、利光直人議員、16番、工藤安雄議員、17番、生野征平議員、18番、新井一徳議員、19番、溝口泰章議員。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） お諮りします。ただいま事務局長の朗読のとおり議席番号を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、朗読のとおり議席番号を変更することに

決定しました。

ここで、暫時休憩します。再開は11時35分といたします。

午前11時27分休憩

.....  
午前11時38分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

日程第6. 報告第21号

日程第7. 報告第22号

日程第8. 議案第67号

日程第9. 議案第68号

日程第10. 議案第69号

日程第11. 議案第70号

日程第12. 議案第71号

日程第13. 議案第72号

日程第14. 議案第73号

日程第15. 議案第74号

日程第16. 議案第75号

日程第17. 議案第76号

日程第18. 議案第77号

日程第19. 議案第78号

日程第20. 議案第79号

日程第21. 議案第80号

日程第22. 議案第81号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました報告第21号及び報告第22号の報告2件、議案第67号から議案第81号までの議案15件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 提案の前に、工藤議長、そしてまた、太田副議長さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

また、溝口新議長さん、新井副議長さんには、また、これからもひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告2件、議案15件でございます。

初めに、報告の2件について御説明をいたします。

まず、報告第21号専決処分の報告については、市の過失により乗用車が損傷したことによる、和解及び損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第22号例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、議案第67号庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償については、大分県農業協同組合から、損失補償契約に基づく、損失補償金の請求があったことから、由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例第7条の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案第68号第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定については、由布市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市の将来像を展望した、市政運営の基本方針を示すものとして、まちづくりの目標を掲げ、「連携」と「協働」・「創造」と「循環」を基本理念とし、策定するものであり、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号由布市水道水源保護条例の制定については、由布市の水道水源の保護を行い、安全で良質な水を安定的に確保し、市民の生命及び健康を守るために制定するものであります。

議案第70号由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに農業委員会の委員の定数を定めるものであります。

議案第71号由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員を設置することにより、委員の定数を定めるものであります。

議案第72号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、法律に基づき、既に9月議会において、由布市におけるマイナンバーの利用や特定個人情報の適正な取り扱いのルールを定めるための条例を制定しており、今回、特定個人情報の独自利用や提供に関する事務について、条例の一部を改正するものであります。

議案第73号由布市税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴い、個人番号の利用等に関する規定の整備をするものです。

議案第74号由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、個人番号の利用等に関する規定の整備をするものであります。

議案第75号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について及び議案第76号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定については、各施設の指定管理期間が平成28年3月末日に終了するに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するために、議会の議決を求めるものであります。

今議会に提案している2施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査を経て、地元自治区が候補者として選定されているところであります。

議案第77号市道路線（鋤崎線）の認定については、請願採択があった公衆道路を市道として認定するものであります。

議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれに、2億2,887万9,000円を追加し、予算総額を186億3,499万4,000円にお願いするものであります。

主な歳入といたしまして、国庫並びに県支出金、繰入金、市債を計上しております。

歳出では、保育所活動推進事業費、生活保護費の過年度精算返納金や生活保護費、損失補償補填金、道路維持事業費、国交省補助事業費、また台風15号の豪雨で被災しました、農地・農業施設の災害復旧事業費などを計上いたしております。

また、繰越明許費につきましては、市道迫線改良事業、債務負担行為につきましては、「市報ゆふ」の印刷製本業務委託に伴う予算をお願いするものであります。

議案79号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれに729万円を追加し、予算総額を41億1,326万4,000円にお願いするものです。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するもので、歳出は保険給付費を増額するものであります。

議案第80号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに、2,325万7,000円を追加し、予算総額を4億9,573万1,000円にするものです。

主なものは、歳入では雑入の増額で、歳出では積立金と委託料の増額であります。

議案第81号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収益的支出では、原水及び浄水費を増額し、総係費を減額するものです。資本的予算の資本的支出では、上水道施設費を増額するものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第22号例月出納検査の結果に関する報告について、報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。

報告第22号について、御報告申し上げます。

報告第22号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成27年12月4日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成27年7月、8月、9月分の例月出納検査を平成27年8月25日、9月25日、10月26日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第21号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（森山 金次君） 教育次長でございます。報告第21号をお願いいたします。

報告第21号専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により報告する。平成27年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成27年11月9日に専決処分を行ったものでございます。

右のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償についてでございますが、当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成27年9月7日午後6時15分ごろ、由布市挾間町向原440番地の挾間中学校の運動場横の道路において、市の過失により、車両が通行する場所で部活動の練習をさせたことから、生徒が投げた砲丸投げ練習用のボールが乙の車両の屋根に当たり、同車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしまして、市が過失割合を75%あると認め、損害賠償額14万6,250円を支払うものでございます。

再発防止策として、授業中、昼休みや部活動中は通行止めや入りロネットを引いて、グラウン

ド内に車の進入をさせないと、学校内における安全確保の徹底を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第67号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第67号について詳細説明を申し上げます。

議案第67号庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について。

旧さわやか農業協同組合との庄内町梨団地造成に係る事業資金損失補償契約に基づく、大分県農業協同組合からの損失補償の請求について、由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例第7条の規定により、議会の承認を求める。

請求者住所、大分市大字羽屋600番地の10、請求者氏名、大分県農業協同組合代表理事理事長、穴見修一、損失補償金1,598万3,782円。平成27年12月4日提出、由布市長。

旧庄内町では農業生産基盤の整備と農業生産性の向上及び農業構造の改善を目的とした農地開発利用促進事業に取り組み、昭和56年から昭和61年までの5年間で約20ヘクタールの梨団地造成を行ったところでございます。

その際、入植者の一部3名が旧さわやか農業協同組合より事業資金を借り入れ、後に旧庄内町が庄内町梨団地造成に係る事業資金融資補償条例に基づき、さわやか農協との間で損失補償契約を締結いたしました。

この損失補償契約書では、さわやか農協が損失を受けたときには、庄内町がこれを補償するとの内容となっております。それに基づき、平成27年3月、大分県農業協同組合より、1名の債権の償還がなされず、損失額が確定したとして、由布市に対し損失補償の請求が行われました。その後、由布市と大分県農業協同組合との間で補償額等について繰り返し協議を行った結果、遅延損害金355万7,757円を除いた金額での請求が行われることとなりました。

市といたしましては、遅延損害金が減額されたこと、補償契約に基づく補償義務があることなどの理由から、由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例第7条の規定により、市議会の承認を経て損失の補償を行いたく、本議案を提出したところでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第68号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。それでは、議案第68号について詳細説明を申し上げます。

議案第68号第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について。第二次由布市総合計画を別記のとおり策定したいので、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。平成27年12月4日提出、由布市長。



第二次由布市総合計画の体系を中心に概要の御説明を申し上げます。

まず、総合計画の構成ですが、由布市が今後10年間にわたって進めるまちづくりの目標や基本理念、施策の体系、施策目標を示した基本構想と、その中で由布市が今後5年間に特に重点的に取り組む重点プロジェクトについて、その目標や推進体制、取り組みステップ等を示した基本計画としての重点戦略プラン、今後3年間の由布市の事務・事業計画を示した実施計画の3部構成とし、由布市のまちづくりの方向性をより明確に示すようにしました。

また、基本構想で定めるまちづくりの目標や施策の体系、重点戦略プランで定める重点プロジェクトは、由布市の資源、強みを効果的に生かしたまちづくりを推進するものとしております。

まちづくりの目標におきましては、第一次由布市総合計画で、由布市の目指す将来像としておりました「地域自治を大切にした住み良さ日本一のまち・由布市」を継承し、第二次由布市総合計画に掲げる施策の取り組みを進めることで、10年後の将来計画人口3万2,000人を目指すこととしております。

基本構想では、まちづくりの目標の実現に向けた取り組みを6つの施策テーマに大別して設定し、テーマごとに施策目標や施策の柱等を示しました。

基本計画としての重点戦略プランでは、基本構想の6つの項目に対応する形で、13の重点戦略プランを設定し、各プロジェクトの実施に当たっては、施策を分野横断的に取り組むこととしており、特に今回は具体的な数値目標を設定し、その目標の達成度合いを検証できるようにしております。

なお、策定に当たりましては、市民アンケートの実施や各地区で市政懇談会を開催するとともに、市民の皆様と市職員による検討ワーキングや市民代表者等による審議会を設置し、市民の皆様とともに計画内容について検討を進め、審議会より妥当である旨の答申をいただいたところで

す。

今回は、第二次由布市総合計画の基本構想及び基本計画としての重点戦略プランを御提案申し上げます。

また、実施計画につきましては、予算編成に間に合わせる形で作業を進め、現在最終調整を行っているところでございます。

なお、今回提案させていただきました議案の資料におきまして、市長の挨拶が空欄となっておりますことの説明をさせていただきます。

今回、御審議いただきます内容につきましては、基本構想と基本計画としての重点戦略プランであります。この中には、当然、市長の基本的な考え方が盛り込まれております。市長の挨拶欄は、第一次由布市総合計画におきましても、発刊に当たっての挨拶として掲載させていただいております。

今回も議案を議決をいただいた後で、発刊する際に市長の挨拶として掲載をさせていただく予定であります。しかしながら、刊行するに当たっての体裁として、今回お示しするつもりでしたが、議案の内容とは直接的な関係がないことから、提出議案の資料の体裁としては不備であったことをおわび申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第69号から議案第71号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第69号から71号について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第69号でございます。

議案第69号由布市水道水源保護条例の制定について。由布市水道水源保護条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

裏面をお願いします。

条例は全15条で構成されております。水道水源の保護を行い、安全で良質な水を安定的に確保し、市民の生命及び健康を守るため、必要な事項を定めたものでございます。

第1条は目的。第2条につきましては水源保護区域等の定義を規定してございます。第3条から第5条は市、市民と事業者の責務についてでございます。第6条につきましては条例の適用を受ける水源保護区域について規定しておりますが、水源保護区域につきましては、第14条審議会の設置等の規定で、専門の知識を有する者等を委員とする審議会を設置、調査審議を経て、区域の指定を行うこととしております。

なお、区域の指定には調査審議に一定の時間を要することから、附則4に、第6条に規定する水源保護区域を指定するまでの間は由布市水道水源地域保護条例、この地域保護条例は本条例の制定に伴い廃止される条例でございますが、地域保護条例の規定は、なおその効力を有するとし、区域の空白期間が生じないように規定してございます。

第7条から第13条につきましては、区域内において事業を行う事業の手続等についての規定でございます。

第14条につきましては、先ほど少し触れましたが、水道水源保護審議会について、第15条につきましては規則への委任についての規定でございます。

付則1といたしまして、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号、71号ですが、関連がございますので、あわせて詳細説明を申し上げます。

まず、議案第70号由布市農業委員会委員の定数に関する条例の制定について。由布市農業委員会委員の定数に関する条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

議案第71号をお願いいたします。

議案第71号由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

関連して、両方とも御説明いたします。

本年8月28日、農業協同組合法の一部を改正する等の法案が成立し、9月4日に公布されました。平成27年度法律第63号でございます。これに伴いまして、農業委員会法につきましては、担い手への集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を促進するため、1、農業委員会の選出方法を公選制から市町村長の選任に変更、2、農地利用最適化推進委員の新設等の改正が行われました。平成28年4月1日からの施行でございます。

そして、同日施行される農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条に、農業委員会委員の定数及び農業委員会の推進委員の定数の基準が示されたところでございます。

これに伴い、由布市農業委員会の委員の定数を11人、新たに設ける由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を22名とするものでございます。

以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第72号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。それでは、議案第72号について詳細説明を申し上げます。

議案第72号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

番号法では、市町村の内部で個人番号を利用する事務、提供する事務を市町村ごとに条例で定めるよう規定されております。9月の議会定例会で議決いただきました、この条例におきましては、番号法に規定されている社会保障・税・災害対策の各分野の事務に関し、同一自治体において、他の事務で管理する特定個人情報、いわゆるマイナンバー付きの個人情報を別の事務のために利用すること、すなわち法に規定されている事務の庁内連携に関して定めたものでございます。

今回の条例の一部改正は、この条例の第4条個人番号の利用範囲において、別表第1で、番号

法に規定がない事務で個人番号を由布市において独自に利用できる事務について定めるとともに、別表第2において、番号法に規定がない事務で由布市の内部で庁内連携することができる事務を定め、第5条において特定個人情報の提供として、別表第3において、市長部局から教育委員会部局に特定個人情報を提供できる事務を定めました。

今回の改正により、マイナンバー制度が由布市において住民サービスの向上や事務の効率化に資することとなります。今後も他の事務について、独自に利用する事務として、サービスの向上に資すると判断できましたら、順次盛り込んでいくことを検討しております。

以上で説明終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第73号及び議案第74号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長でございます。詳細説明をいたします。

議案第73号をお願いいたします。

議案第73号由布市税条例の一部改正について。由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

由布市税条例の一部改正の内容は、地方税法等の改正に伴うものとあわせて、軽自動車税に関する条文の一部を整備するものです。

上から順番に説明しますと、第36条の2は市民税の申告ですが、第8項の中に番号の利用等に関する法律の条文を加えるものです。

83条、第85条、第86条は、軽自動車税について、現状の事務とそぐわない部分があるため、条例整備を行うものです。

附則第10条の2第5項は、固定資産税等の課税標準の特例ですが、割合を改正するものです。

法附則第15条の8第4項ですが、新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る固定資産税の減額について定めるものです。

施行期日、経過措置については記載のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第74号をお願いします。

議案第74号由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。由布市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年12月4日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

この一部改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、ことしの3月31日に制定されました由布市税条例等の一部を改正する条例に個人番号の利用等に関する規定

の整備が必要となったために行うものでございます。

上から順番に説明しますと、第1条については個人番号の利用等に関し、賦課徴収に関する規定の整備を行うものです。

中段のところからになりますが、附則の第1条、第2条、第3条、第5条については、条項のずれ等が生じたために整備するものでございます。

なお、附則について、この条例は公布の日から施行するようしております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第75号及び議案第76号について、続けて詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（小野 啓典君） 湯布院振興局長でございます。まず、議案第75号について詳細説明を申し上げます。

議案第75号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について。由布市乙丸地区公民館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月4日提出、由布市長。

- 1、施設名及び所在地、由布市乙丸地区公民館、由布市湯布院町川上2938番地1。
- 2、指定管理者、乙丸区区長、後藤久生、由布市湯布院町川上3058番地2。
- 3、指定管理期間、平成28年4月1日から平成38年3月31日まで。
- 4、指定条件、施設の管理は、指定管理協定に基づき行う。2、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

当施設の指定管理者の選定につきましては由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしています。現在の指定管理受託者は乙丸区でございます。引き続き乙丸区を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書の案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第76号について詳細説明を申し上げます。

議案第76号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について。由布市湯平ふれあいホールの指定管理者を指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月4日提出、由布市長。

- 1、施設名及び所在地、由布市湯平ふれあいホール、由布市湯布院町湯平567番地1、567番地2。
- 2、指定管理者、湯平区、区長、麻生一夫、由布市湯布院町湯平1034番地。

3、指定管理期間、平成28年4月1日から平成38年3月31日まで。

4、指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

当施設の指定管理者の選定につきましては、同じく由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定を行っております。現在の指定管理受託者は湯平区でございます。引き続き湯平区を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書の案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第77号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第77号について詳細説明を申し上げます。

議案第77号市道路線鋤崎線の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。路線名、鋤崎線、起点、由布市挾間町挾間273番1、終点、由布市挾間町挾間274番3。平成27年12月4日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。

認定区間につきましては、図面中央部に太字の矢印で印をしております。おわかりでしょうか。

それでは、区間でございますが、図面左側の県道大分挾間バイパス線接道部を起点として、右側の市道向原別府線に通じる延長127.1メートルの道路を新たに市道として管理するものがございます。

なお、本議票の路線につきましては、平成27年第2回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第78号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。予算書に従いまして、説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。

なお、平成27年度12月補正予算の概要は、主な補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照いただきたいと思います。

それでは、議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）、平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,887万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億3,499万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。平成27年12月4日提出、由布市長。

それでは、次のページをお願いします。1ページです。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。事業名、市道迫線改良事業、金額6,988万3,000円。内容は、道路改良工事。理由は、事業用地の相続登記に不測の日数を要したことによるものです。

次の5ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。市報ゆふ印刷製本業務委託761万1,000円は、平成28年4月号発行準備のための編集期間を要するため、債務負担行為をお願いするものです。

右側の第4表、地方債補正をごらんください。追加は、市道下田線改良事業以下3件となっております。

次のページ、お願いします。

これは変更です。市道下武宮平石線以下、増額は3件、減額は5件で、限度額を増額補正するものです。地方債の補正後限度額の合計は、32億5,356万8,000円となります。

続きまして、8ページをごらんください。

事項別明細書の歳入です。

なお、歳出が伴う特定財源については、歳出のところで御説明をいたします。

この中で、9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額の確定によるものです。

17ページから18ページをお願いします。

ここからは歳出です。

なお、資料の12月補正予算の概要の主な補正事業の内訳に掲載している事業につきましては、要点の説明とさせていただきます。

2款総務費1項1目、右側ページの事業区分に給与管理の共済費、これの追加費用1,875万3,000円の減は率の改正によるものです。その下の618万1,000円の減額は、退職手当負担金のこれは5年ごとの見直しによるもので、以後出てきます各共済費や退職手当負担金は同じ理由となりますので、省略させていただきます。

次のページ、お願いします。

5目財産管理費の区分1、ふるさとふれあい交流施設管理事業の臨時職員の賃金1万4,000円を増額計上しておりますが、これは大分県の県内の最低賃金が上がったことにより臨時職員の賃金を改定しており、その不足分を今回計上しております。以後出てきます臨時職員の増額分は同趣旨により、説明は省略させていただきます。その下の公有財産購入費につきましては、庄内社会福祉協議会の入り口が平成会館の所有地となっております。その土地を購入するものです。

次のページ、お願いします。

一番下の12目の防衛施設周辺整備事業、区分1は、載っておりますように米海兵隊移転訓練整備事業費296万8,000円です。これは補正予算の概要で説明をしておりますが、これは時間外勤務手当や倉庫のリース料等になっております。次のページに、上のほうに詳細を書いておりますので、ごらんください。

次の25ページですが、中段の4項3目、区分1、知事県議会議員選挙事業費373万円の減額は、精算によるものです。下段の4目については、農業委員会選挙が行われなかったことによる精算をしたものです。

続きまして、29ページをお願いします。

一番下の3款1項2目、事業区分1、高齢者生活支援事業1,127万4,000円の増額は、施設入所者の見込み増による措置費となっております。財源内訳のその他は個人負担分です。

続きまして、33ページをお願いします。

上段2項2目子育て支援費の区分1、保育所活動推進事業3,398万2,000円の増額は算定基準の変更によるもので、2,548万6,000円が国県支出金を充当しております。

中段の1目生活保護費、区分1、生活保護業務支援事業5,840万8,000円は、平成26年度の医療扶助費と介護扶助費と国費返納金となっております。

下段の2目扶助費、事業区分1の生活保護業務支援事業2,499万5,000円は、現在までの実績に伴う医療扶助費の増となっております。これも国県支出金が1,874万5,000円を充当しております。

次の35ページをお開きください。

4項1目、区分1の小松寮事務費の425万円のうち、工事請負費342万8,000円は、雨漏りによる屋根補修工事やトイレ改修工事費等を計上しております。



続きまして、37ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費の区分3、がん検診推進事業は財源の組み替えを行っております。これは検診費の算定基準の見直しによるものです。

中段の2目、区分1、子ども医療費助成事業158万8,000円の委託料は、未就学者の現物給付対応のシステム改修業務となっております。

39ページをお願いします。

3項1目、区分1、上水道施設簡易水道の40万4,000円の減額は、起債償還額の変更に  
よる繰出金の減額補正となっております。

一番下の6款1項2目、区分1の農業総務費1,601万7,000円のうち、これが先ほど御説明をいたしました補償補填にかかわる分になっております。

それから、次の41ページをお願いします。

上段の3目、区分1の農業振興費の工事請負費245万2,000円は、市所有の梨園が老木化し病気が発生しているということで、その梨の木を伐採処理するもので、抜根処理から搬出処理までを行うものです。

下の区分3、中山間地域等直接支払い事業費467万5,000円は、本年度から4期目の対策事業が始まっておりますが、そのシステム改修費用と協定地区数が5地区ふえたことによる交付金の増額となっております。財源は国県支出金が266万2,000円となっております。

それから区分5の農地中間管理事業320万円は、挾間町中恵地区が行う農地集積集約化事業の交付金で、全額県支出金となっております。

43ページをお願いします。

8款1項1目土木費、区分1の急傾斜地崩壊対策事業の1,145万円の減額は、県が行っている事業が確定したということで、その分、市の負担が確定したということによるものです。

下の2項2目道路新設改良費、区分1の幹線道路事業、国交省補助事業の1,700万円は向原別府線北方工区の改良事業で、合併特例債1,450万円を充当しております。

区分2の300万円の減額は過疎対策事業の小野屋原口線で、電柱移転工事が不要となり、その工事負担額を減額するものです。

区分3、地域内道路の委託料870万円は、市道下田線の設計費と下の工事請負費は、市道向原別府線の古野地区と中神屋敷春ノ段線の篠原地区の2カ所、それぞれの側溝整備を行うもので、合併特例債820万円を充当しております。

その下の区分4、地域内道路は、中依大南線ほか橋梁工事、それから長湯、庄内、湯平トンネル工事を合併特例債へ組み替えを行うものです。

区分5、地域内道路整備事業3,300万円は、市道迫線改良事業で、先ほどの区分2の幹線

道路で減額した300万円とあわせて、過疎対策債を充てております。

次のページをお開きください。

5項1目住宅管理費ですが、右側の区分1、188万7,000円のうち修繕費300万円。これは住宅退去後のメンテナンスや修繕費となっており、その下委託料110万3,000円の減額については、住宅費のコンビニ収納の納付書を住宅と浄化槽を同封したことで、経費が削減できたということで減額をしております。

下段の9款1項1目常備消防費の区分1の579万1,000円の消耗品は、今年度採用署員の被服費等であります。

その下区分2の130万円は、救急用消耗品と救急車両の修繕費を計上しております。

47ページをお願いします。

下段の10款1項教育総務費、2目、区分1の事務局費477万7,000円は、新入学の児童生徒用の机と椅子の購入費です。

49ページをお願いします。

中段2項小学校費1目、区分1、小学校施設整備事業456万7,000円の減額は、谷小学校屋内運動場の耐震化改修工事の入札減によるもので、あわせて、地方債も減額しております。

下段の3項中学校費3目、区分1の11万4,000円は、中学ジュニアオリンピックに出場した3名の補助金となっております。

51ページをお願いします。

上段4目、右側区分1の中学校施設整備事業421万9,000円の減額は、挾間中学校の屋内運動場耐震化改修工事の入札減によるもので、財源の組み替えを行い、合併特例債を措置しております。

中段の4項4目、区分1の幼稚園施設整備365万5,000円は、幼稚園整備事業に係る国庫補助金が確定したことによるものです。

55ページをお願いします。

中段の7項2目体育施設費、区分1のB&G海洋センター施設管理事業500万2,000円の減額は、海洋センター改修工事のため、施設を休業したこと等により、清掃管理費委託費が減ったものです。

下段11款災害復旧費は、台風15号による被害の復旧費です。

1項1目農業用施設の災害復旧費、区分1の農業施設災害復旧費2,385万2,000円は、農地8件、農業施設4件の工事費です。財源その他は、耕地災害復旧事業の分担金です。

次のページ、2項1目公共土木施設災害復旧費、区分1の158万8,000円は、挾間町の石堂谷川河川災害復旧工事費となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第79号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。議案第79号をお願いいたします。

議案第79号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）、平成27年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,326万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月4日提出、由布市長。

それでは、事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。

3款、4款、5款、7款につきましては、保険給付費の増額に伴う予算措置でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

9款3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等第三者行為による保険会社等からの納付金でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス計画給付費の年間必要見込み額により不足分を増額計上しているものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第80号及び議案第81号について、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第80号、81号について詳細説明を申し上げます。

議案第80号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成27年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,325万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,573万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月4日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金につきましては、平成27年度分起債償還元

金及び利子の歳出額が確定したことにより、その約2分の1、40万4,000円の減額を行うものでございます。

7款2項1目雑入2,366万1,000円の増額につきましては、消費税確定申告による還付金でございます。

次に歳出でございます。8ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費の区分1、総務管理費、1節報酬10万2,000円の総額につきましては、簡易水道運営協議会委員報酬の不足分及び今定例会に提出しております由布市水道水源保護条例に係る水道水源保護審議会委員の報酬を新たに計上するものでございます。25節積立金につきましては、歳入補正増額分と歳出補正増額分との差額2,211万2,000円を積み立てるものでございます。

区分2、給与管理につきましては、人事異動に係る調整でございます。

次に、1款1項2目維持管理費、区分1、維持管理事業、13節委託料についてでございますが、庄内簡易水道及び庄内東部簡易水道浄水池の砂上げ業務委託料を追加補正するものでございます。

最後に、2款1項1目元金及び2目利子につきましては、歳入でも述べましたが、概算計上しておりました平成27年度分起債償還額が確定したことによるものです。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号でございます。

議案第81号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）、総則第1表、平成27年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出、第2条、平成27年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナス171万9,000円、計6億4,273万4,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億1,038万9,000円」を「不足する額2億1,089万6,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億1,038万9,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億1,089万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。

支出、第4款資本的支出、補正予定額50万7,000円、計4億5,594万1,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額マイナス159万8,000円、計7,438万4,000円。  
平成27年12月4日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算書で御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、収益的支出でございます。

2款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費並びに4目総係費の6節法定福利費の増減につきましては、人事異動、法改正等による調整でございます。

また、4目総係費の1節報酬14万7,000円につきましては、水道運営協議会委員報酬の不足分及び今定例会に提出しております由布市水道水源保護条例に係る水道水源審議会委員の報酬を新たに計上するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

4款資本的支出1項建設改良費1目上水道施設費の増額につきましても、人事異動、法改正等による調整でございます。

5ページ以降は給与明細書でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（溝口 泰章君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月8日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは7日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは8日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後0時45分散会

---